

地域子育て支援拠点事業の概要

	一般型	連携型
機能	常設の地域の子育て拠点を設け、地域の子育て支援機能の充実を図る取組を実施	児童館等の児童福祉施設等多様な子育て支援に関する施設に親子が集う場を設け、子育て支援のための取組を実施
実施主体	市町村(特別区を含む) (社会福祉法人、NPO法人、民間事業者等への委託等も可)	
基本事業	<ul style="list-style-type: none"> ①子育て親子の交流の場の提供と交流の促進 ③地域の子育て関連情報の提供 	<ul style="list-style-type: none"> ②子育て等に関する相談・援助の実施 ④子育て及び子育て支援に関する講習等の実施
実施形態	<p>①～④の事業を子育て親子が集い、うち解けた雰囲気の中で語り合い、相互に交流を図る常設の場を設けて実施</p> <ul style="list-style-type: none"> ・<u>地域の子育て拠点として地域の子育て支援活動の展開を図るための取組(加算)</u> 一時預かり事業や放課後児童クラブなど多様な子育て支援活動を拠点施設で一体的に実施し、関係機関等とネットワーク化を図り、よりきめ細かな支援を実施する場合に、「地域子育て支援拠点事業」本体事業に対して、別途加算を行う ・<u>出張ひろばの実施(加算)</u> 常設の拠点施設を開設している主体が、週1～2回、1日5時間以上、親子が集う場を常設することが困難な地域に出向き、出張ひろばを開設 ・<u>地域支援の取組の実施(加算)</u> <ul style="list-style-type: none"> ①地域の多様な世代との連携を継続的に実施する取組 ②地域の団体と協働して伝統文化や習慣・行事を実施し、親子の育ちを継続的に支援する取組 ③地域ボランティアの育成、町内会、子育てサークルとの協働による地域団体の活性化等地域の子育て資源の発掘・育成を継続的に行う取組 ④家庭に対して訪問支援等を行うことで地域とのつながりを継続的に持たせる取組 利用者支援事業を併せて実施する場合は加算しない。 ・<u>配慮が必要な子育て家庭等への支援(加算)</u> 配慮が必要な子育て家庭等の状況に対応した交流の場の提供等ができるよう、専門的な知識等を有する職員を配置等した場合に加算を行う ・<u>研修代替職員配置(加算)</u> 職員が研修に参加した際、代替職員を配置した場合に加算を行う ・<u>育児参加促進講習の休日実施(加算)</u> 両親等が共に参加しやすくなるよう休日に育児参加促進に関する講習会を実施した場合に加算を行う 	<p>①～④の事業を児童館等の児童福祉施設等で従事する職員等のバックアップを受けて効率的かつ効果的に実施</p> <ul style="list-style-type: none"> ・<u>地域の子育て力を高める取組の実施(加算)</u> 拠点施設における中・高校生や大学生等ボランティアの日常的な受入・養成の実施 ・<u>配慮が必要な子育て家庭等への支援(加算)</u> 配慮が必要な子育て家庭等の状況に対応した交流の場の提供等ができるよう、専門的な知識等を有する職員を配置等した場合に加算を行う ・<u>研修代替職員配置(加算)</u> 職員が研修に参加した際、代替職員を配置した場合に加算を行う ・<u>育児参加促進講習の休日実施(加算)</u> 両親等が共に参加しやすくなるよう休日に育児参加促進に関する講習会を実施した場合に加算を行う
従事者	子育て支援に関して意欲があり、子育てに関する知識・経験を有する者(2名以上)	子育て支援に関して意欲があり、子育てに関する知識・経験を有する者(1名以上)に児童福祉施設等の職員が協力して実施
実施場所	公共施設空きスペース、商店街空き店舗、民家、マンション・アパートの一室、保育所、幼稚園、認定こども園等を活用	児童館等の児童福祉施設等
開設日数等	週3～4日、週5日、週6～7日/1日5時間以上	週3～4日、週5～7日/1日3時間以上

一時預かり事業について

日常生活上の突発的な事情や社会参加などにより、一時的に家庭での保育が困難となった乳幼児を保育所等で一時的に預かる事業

	一般型	幼稚園型	幼稚園型	余裕活用品	居宅訪問型	地域密着型
実施主体	市区町村(市区町村が認めた者への委託可)					
対象児童	主として 保育所、幼稚園、認定こども園等に通っていない、又は在籍していない乳幼児	主として 幼稚園等に在籍する満3歳以上の幼児 で、教育時間の前後又は長期休業日等に当該幼稚園等において一時的に保護を受ける者	3号認定を受けた2歳児	主として 保育所、幼稚園、認定こども園等に通っていない、又は在籍していない乳幼児	以下の要件に該当する者 障害、疾病等の程度を勘案して 集団保育が著しく困難 であると認められる場合 ひとり親家庭等 で、保護者が 一時的に夜間及び深夜の就労等を行う場合 離島その他の地域 において、保護者が 一時的に就労等を行う場合	主として 保育所、幼稚園、認定こども園等に通っていない、又は在籍していない乳幼児
実施場所	保育所、幼稚園、認定こども園、地域子育て支援拠点又は駅周辺等利便性の高い場所など	幼稚園又は認定こども園	幼稚園 認定こども園は対象外	保育所、認定こども園、家庭的保育事業所、小規模保育事業所、事業所内保育事業所において、 利用児童数が定員に満たない場合	利用児童の居宅	地域子育て支援拠点や駅周辺等利便性の高い場所など
実施要件	設備基準					
	「児童福祉施設の設備及び運営に関する基準」に定める 保育所の基準を遵守 。				「児童福祉施設の設備及び運営に関する基準」に定める 保育所の基準に準じて行う 。	
実施要件	職員配置					
	乳幼児の年齢及び人数に応じて保育従事者を配置し、そのうち 保育士等を1/2以上 。保育士等以外の保育従事者等は研修を修了した者。保育従事者等の数は2名を下ることはできないが、保育所等と一体的に実施し、当該保育所等の職員による支援を受けられる場合には、保育士等1人とすることができる。 一般型については、1日当たり平均利用児童数が3人以下の場合には、家庭的保育者を保育士とみなすことができる。 幼稚園型については当分の間保育士等の配置の割合、保育士等以外の教育・保育従事者の資格について緩和措置あり。			「児童福祉施設の設備及び運営に関する基準」に定める 保育所の基準等 を遵守。	研修を修了した保育士、家庭的保育者 又はこれらの者と同等以上と認められる者。ただし、家庭的保育者1人が保育することができる児童の数は1人とする。	担当者 のうち、保育について経験豊富な 保育士を1名以上配置 。担当者は2人を下ることはできない。保育士以外の担当者は、市町村が実施する研修を修了していること。
実施か所数(R2年度)	9,223か所	7,659か所	129か所	659か所	1か所	(一般型の内数)

一時預かり事業の経過

- 家庭において保育を受けることが一時的に困難となった乳幼児を保育所等で一時的に預かる事業について、事業の普及を図るため下記のとおり事業類型等を見直し、①一般型（基幹型加算）、②余裕活用型、③幼稚園型、④訪問型に再編。
- 平成28年度には保育認定子どもであって、特定地域型保育事業を利用していない児童について、保育所等への入所が決まるまでの間、定期的に預かる「⑤緊急一時預かり」を対象とした。
- 平成30年度には、子育て安心プランに基づき、幼稚園における2歳児を中心とした待機児童の受け入れを推進するため、「⑥幼稚園型Ⅱ」を創設。

H25

保育所型・地域密着型（法定事業）

保育所や地域子育て支援拠点などにおいて、乳幼児を一時的に預かる事業。省令の基準に従って実施し、保育士の数は2名以上。

地域密着型（予算事業）

地域子育て支援拠点などにおいて、乳幼児を一時的に預かる事業。省令の基準に準じて実施し、担当者の数は2名以上。（保育士1名以上）

基幹型加算（継続）

休日等の開所、及び1日9時間以上の開所を行う施設に加算。

幼稚園における預かり保育

（私立は私学助成、公立は一般財源）

H26

【保育緊急確保事業】

H27

【新制度施行】

H28

H30

一般型（現行事業の後継）

小規模な施設が多いことを踏まえ、保育所等の職員の支援を受けられる場合には、担当保育士（※1）を1人以上。

- ※1 平均利用児童数が少ない場合、家庭的保育者で可。
- ※2 保育従事者は2分の1以上を保育士とし、保育士以外は一定の研修を受けた者。
- ※3 地域密着Ⅱ型は当分の間実施可。

緊急一時預かり

保育所等への入所が決まるまでの間、定期的に預かる。

余裕活用型

保育所等において、利用児童数が定員に達していない場合に、定員の範囲内で一時預かり事業を実施。

幼稚園型

（幼稚園における預かり保育の後継）

現行の幼稚園における預かり保育と同様、在園児を主な対象として実施。

幼稚園型

2歳児を中心とした待機児童の受け入れとして実施。

居宅訪問型（新規）

児童の居宅において一時預かりを実施。

一時預かり事業（一般型）の概要

1. 事業の内容

家庭において保育を受けることが一時的に困難となった乳児又は幼児について、主として昼間において、保育所、幼稚園、認定こども園その他の場所において、一時的に預かり、必要な保護を行う事業

2. 事業の要件・方法

(1) 実施場所

保育所、幼稚園、認定こども園、地域子育て支援拠点又は駅周辺等利便性の高い場所など一定の利用児童が見込まれる場所

(2) 対象児童

主として保育所、幼稚園、認定こども園等に通っていない、又は在籍していない乳幼児

(3) 実施主体 市区町村（市区町村が認めた者へ委託等も可）

(4) 職員配置

0歳児	3:1	1・2歳児	6:1
3歳児	20:1	4歳以上児	30:1

※算出される数が1人の場合でも2人以上の配置が必要

ただし、保育所等と一体的に事業を実施し、当該保育所等の職員による支援を受けられる場合には、保育士1名で処遇ができる乳幼児の範囲内において、保育従事者を保育士1名とすることが可能。

(5) 職員資格 保育士又は研修を修了した者

※ただし、保育従事者の1/2以上は保育士とする

一時預かり事業(一般型)の概要

<基本分補助単価(1か所当たり年額)> ※1

年間延べ利用児童数	保育従事者すべてが保育士等(※2)の場合	左記以外(地域密着Ⅱ型含む)
300人未満	2,679千円	2,679千円
300人以上900人未満	3,024千円	2,907千円
900人以上1,500人未満	3,240千円	3,119千円
1,500人以上2,100人未満	4,680千円	4,505千円
2,100人以上2,700人未満	6,120千円	5,891千円
2,700人以上3,300人未満	7,560千円	7,277千円
3,300人以上3,900人未満	9,000千円	8,663千円
3,900人以上4,500人未満	10,440千円	10,049千円
4,500人以上5,100人未満	11,880千円	11,435千円
5,100人以上5,700人未満	13,320千円	12,821千円
5,700人以上6,300人未満	14,760千円	14,207千円
6,300人以上6,900人未満	16,200千円	15,593千円
6,900人以上7,500人未満	17,640千円	16,979千円
7,500人以上8,100人未満	19,080千円	18,365千円
8,100人以上8,700人未満	20,520千円	19,751千円
8,700人以上9,300人未満	21,960千円	21,137千円
9,300人以上9,900人未満	23,400千円	22,523千円
9,900人以上10,500人未満	24,840千円	23,909千円
10,500人以上11,100人未満	26,280千円	25,295千円
11,100人以上11,700人未満	27,720千円	26,681千円

11,700人以上12,300人未満	29,160千円	28,067千円
12,300人以上12,900人未満	30,600千円	29,453千円
12,900人以上13,500人未満	32,040千円	30,839千円
13,500人以上14,100人未満	33,480千円	32,225千円
14,100人以上14,700人未満	34,920千円	33,611千円
14,700人以上15,300人未満	36,360千円	34,997千円
15,300人以上15,900人未満	37,800千円	36,383千円
15,900人以上16,500人未満	39,240千円	37,769千円
16,500人以上17,100人未満	40,680千円	39,155千円
17,100人以上17,700人未満	42,120千円	40,541千円
17,700人以上18,300人未満	43,560千円	41,927千円
18,300人以上18,900人未満	45,000千円	43,313千円
18,900人以上19,500人未満	46,440千円	44,699千円
19,500人以上20,100人未満	47,880千円	46,085千円

※ 20,100人以上の場合は別途協議

※1 土曜日、日曜日、国民の祝日等の開所及び1日9時間以上の開所を行う場合には、基幹型施設として単価1,150千円を加算

※2 一日当たり平均利用児童数概ね3人以下の施設において保育士とみなされた家庭的保育者と同等の研修を修了した者

一時預かり事業（幼稚園型）について（R3～）

【趣 旨】 幼稚園等において、主に在籍園児（1号認定子ども）を対象に実施する預かり保育に係る支援を行うもの

【実施主体】 市区町村（市区町村が認めた者へ委託等も可） **※負担割合は国1/3、都道府県1/3、市区町村1/3**

【要件】

- ・実施場所 幼稚園又は認定こども園（公立・私立） ※ 施設型給付を受ける園は一時預かり事業（幼稚園型）を活用することが基本（経過措置として、私学助成の預かり保育補助を受けることも可能）。
- ・対象児童 主に在籍園児（1号認定子ども） ※ 非在籍園児の利用が少数である場合等には非在籍園児も預かり可能
- ・配置職員 認可保育所と同じ $\left(\begin{array}{l} 0歳児 \quad 3:1 \quad 1・2歳児 \quad 6:1 \\ 3歳児 \quad 20:1 \quad 4歳以上児 \quad 30:1 \end{array} \right)$

ただし、上記配置基準により算出される必要職員数が1人の場合、原則2人以上の配置が必要だが、幼稚園等の職員（保育士又は幼稚園教諭）からの支援を受けられる場合は、配置職員は1人で可（※ 職員は常勤・非常勤を問わない）

- ・職員資格 保育士、幼稚園教諭免許状所有者又は市町村長等が行う研修を修了した者（子育て支援員）

（当分の間、①小学校教諭普通免許状所有者、②養護教諭普通免許状所有者、③幼稚園教諭教職課程・保育士養成課程を履修中の学生で教育・保育に係る基礎的な知識を習得していると市町村長が認める者、④幼稚園教諭、小学校教諭又は養護教諭の普通免許状を有していた者を含む）

※ ただし、担当職員の2分の1（当分の間、3分の1）以上は、保育士又は幼稚園教諭免許状所有者

<補助単価額>

小規模施設においても利用者負担軽減を図るため、規模に関わらず、利用料が定額となるよう補助

		基本分(利用時間想定)	長時間加算	障害児単価
在籍園児 (1人当たり日額)	平日の教育時間前後	・年間延べ利用者数2,000人超 400円 ・年間延べ利用者数2,000人以下 1,600千円/年間延べ利用者数-400円 【4時間(又は教育時間との合計8時間)】	左記の基本分(利用時間想定)を超える場合に超過時間に応じて加算 【長期休業期間中4時間を超えた場合】 ① 100円 2時間未満 ② 200円 2時間以上3時間未満 ③ 300円 3時間以上 【その他の場合】 ① 150円 2時間未満 ② 300円 2時間以上3時間未満 ③ 450円 3時間以上	4,000円 ※障害児には一律に本単価を適用する。 左記の利用日・利用時間に応じた単価・加算は適用しない。
	長期休業期間中	400円【4時間】・800円【8時間】		
	休日(土日祝等)	800円【8時間】		
非在籍園児(1人当たり日額)		800円【8時間】		
就労支援型施設加算(1施設年額)		事務職員の配置 約138万円【6か月以上】・約69万円【6か月未満】 ※一定の条件あり		
保育体制充実加算(1施設年額)		長時間・長期休業中実施・年間延べ利用児童数2,000人以上・職員すべて保育士又は幼稚園教諭普通免許状保有者 約289万円 長時間・長期休業中実施・年間延べ利用児童数2,000人以上・職員の2分の1以上が保育士又は幼稚園教諭普通免許状保有者 約144万円		

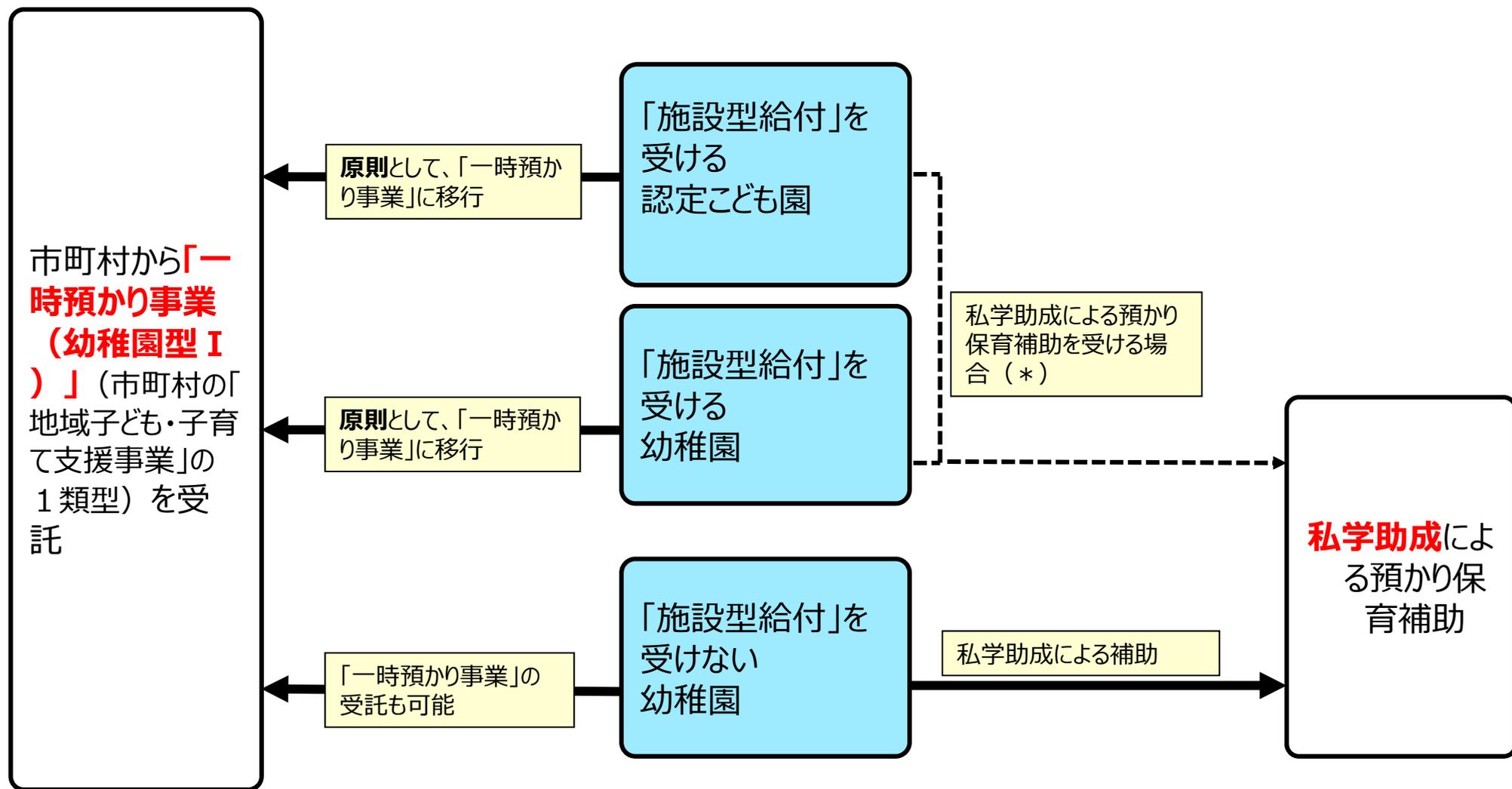
一時預かり事業（幼稚園型）の担当職員に算入できる範囲（イメージ）

- 一時預かり事業（幼稚園型）における担当職員の配置については、一時預かり事業実施要綱に規定される職員の配置に関する要件を満たす必要がある。
- 一時預かり事業の担当職員として配置基準を満たすために配置できる範囲及び一時預かり事業の補助対象経費として算入できる範囲については以下のとおり。

		平日		長期休業日		休日 ※2		
		(教育課程に係る 教育時間)	(教育課程に係る教育時間外)		合計8時間まで	合計8時間超 ※2	合計8時間まで	合計8時間超
			合計8時間まで	合計8時間超 ※2				
一時預かり事業の専任職員		○	○	○	○	○	○	
学級担当職員等 ※1	常勤職員	×	△ ※3	○	△ ※3	○	○	
	非常勤職員	×	○ ※4	○	○ ※4	○	○	

- ※1 幼稚園型一時預かり事業と幼稚園等とが一体的に運営されており、一時預かり事業の必要教員数が1人の場合で、当該幼稚園等からの支援職員については、職員の勤務形態等を問わず、幼稚園等の教員等が兼務できる。
- ※2 超過勤務・休日勤務を行う場合の人員費は、いずれの職種であっても補助対象経費として算入できる。
- ※3 人員費は補助対象経費に算入できないが、配置基準を満たすための職員として配置できる（ただし、学級担当職員については通常の教育活動に係る業務を行うことが想定されることから、学級担当職員以外のチーム保育担当職員等を中心に担当することが望ましい）。
- ※4 配置基準を満たすための職員として配置できる。人員費も補助対象経費として算入できるが、公費の二重給付とならないよう、勤務内容・時間の区分が契約・職務命令等により明確となるよう留意することが必要。

幼稚園等の「預かり保育」等の新制度における取扱い

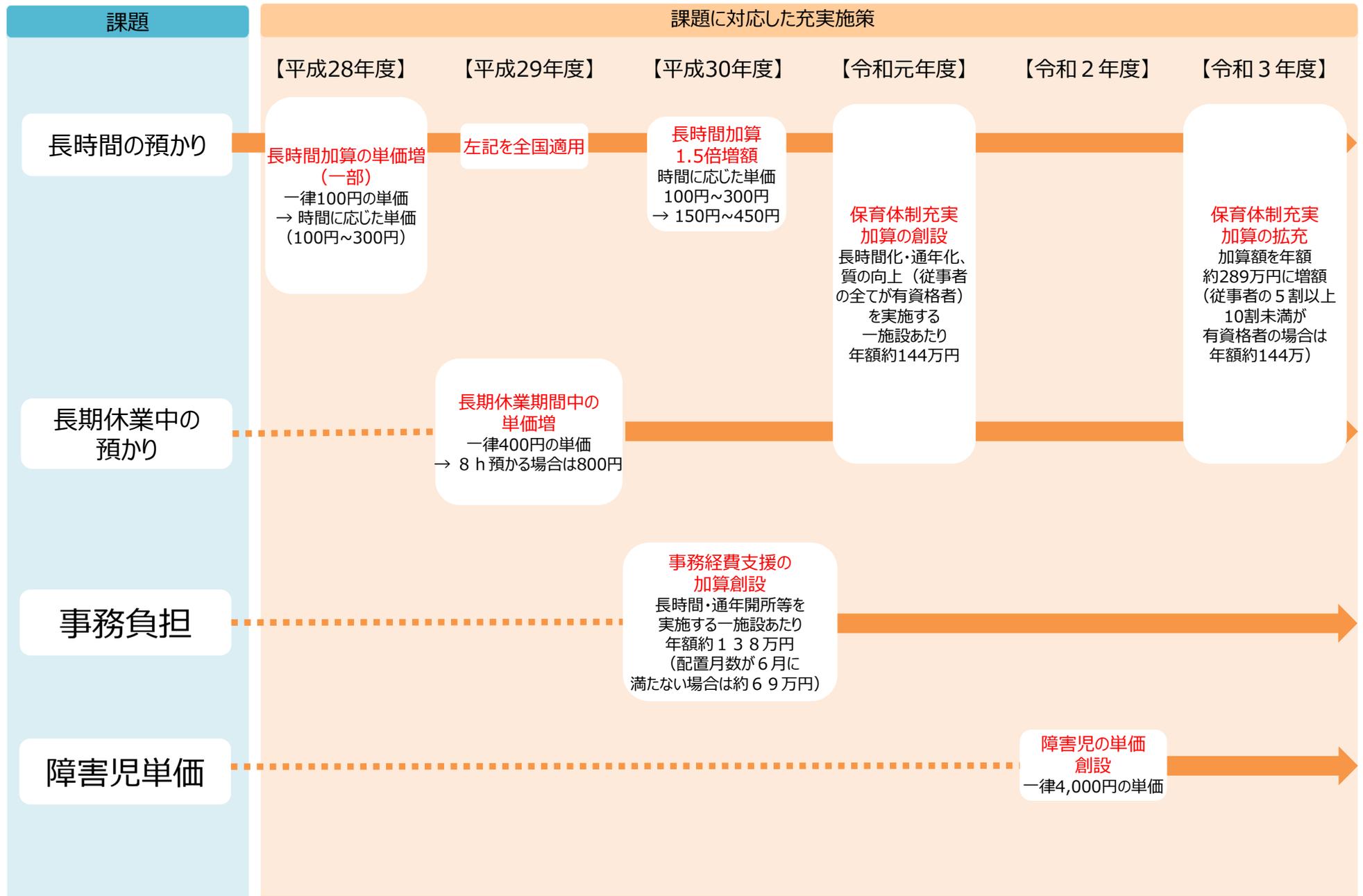


（*） 市町村が認定こども園や幼稚園に「一時預かり事業（幼稚園型Ⅰ）」を委託しない場合や、従来の「預かり保育」の支援方法との間に大きな差異がある場合など、**一時預かり事業への円滑な移行が困難な園に対する経過措置**（ただし、都道府県による私学助成の預かり保育補助を現に受けている園に限る）

（注1） 私学助成を受けられるのは、原則として、学校法人立の私立幼稚園に限られる。

（注2） 施設型給付を受ける幼稚園等の預かり保育等に対する補助は、市区町村の一時預かり事業（幼稚園型Ⅰ）により行うことが基本であること等を「施設型給付を受ける私立幼稚園等における預かり保育に係る支援の取扱いについて」（令和4年1月24日付け事務連絡）において改めて周知。

一時預かり事業（幼稚園型Ⅰ）における充実（H28～）



一時預かり事業（幼稚園型）による2歳児等定期利用の制度概要【H30創設】

【趣 旨】 新子育て安心プランに基づき、幼稚園における2歳児等の迅速な受入れを推進する。

【実施主体】 「新子育て安心プラン実施計画」の採択を受けている市区町村

要件	2歳児	0歳児・1歳児
(1)実施場所	幼稚園 ※認定こども園は対象外	
(2)対象児童	3号認定を受けた2歳児。なお、2歳の誕生日を迎えた時点から随時受け入れることや、当該2歳児が3歳の誕生日を迎えた年度末まで継続して受け入れることも妨げない。 ※本事業の利用に当たっては、対象児童の保護者と各施設が直接契約（保育の必要度の高い順に受入れ）	3号認定を受けた0・1歳児。なお、当該0・1歳児が誕生日を迎えた年度末まで継続して受け入れることも妨げない。 ※本事業の利用に当たっては、対象児童の保護者と各施設が直接契約（保育の必要度の高い順に受入れ）
(3)施設基準・保育内容	保育室等の面積基準は、対象児童1人あたり1.98㎡ 保育内容は、保育所保育指針等や「幼稚園を活用した子育て支援としての2歳児の受入れに係る留意点について」（平成19年3月31日 文部科学省初等中等教育局長通知）を踏まえ、2歳児の発達段階上の特性を踏まえたものとなるよう留意すること。	保育室等の面積基準は、保育室：対象児童1人あたり1.65㎡及びほふく室：対象児童1人あたり3.3㎡ 保育内容は、保育所保育指針等を踏まえ、0・1歳児の発達段階上の特性を踏まえたものとなるよう留意すること。
(4)配置職員	児童6人につき職員1人 ※上記配置基準により算出される必要職員数が1人の場合、原則2人以上の配置が必要だが、幼稚園の職員（保育士又は幼稚園教諭）からの支援を受けられる場合は、1人の配置で可（常勤・非常勤は問わない）	0歳：児童3人につき職員1人 1歳：児童6人につき職員1人 ※上記配置基準により算出される必要職員数が1人の場合、原則2人以上の配置が必要だが、幼稚園の職員（保育士又は幼稚園教諭）からの支援を受けられる場合は、1人の配置で可（常勤・非常勤は問わない）
(5)職員資格	<ul style="list-style-type: none"> ・保育士、幼稚園教諭免許状所有者、市町村長等が行う研修を修了した者（子育て支援員） ※当分の間、①小学校教諭普通免許状所有者、②養護教諭普通免許状所有者、③幼稚園教諭教職課程・保育士養成課程を履修中の学生で教育・保育に係る基礎的な知識を習得していると市町村長が認める者、④幼稚園教諭、小学校教諭又は養護教諭の普通免許状を有していた者を含む ・ただし、職員の2分の1（当分の間、3分の1）以上は、保育士又は幼稚園教諭免許状所有者 ※2歳児の場合、配置職員のうちに、必ず保育士資格所有者1名を含めること。 ※0・1歳児の場合、教育・保育従事者の1/2以上を保育士資格所有者とすること。 	
(6)保育時間・開所日数・開所時間	保育時間は8時間が原則。開所日数・開所時間は、対象児童に対する保育を適切に提供できるよう、保育者の就労の状況等の地域の実情に応じて設定。	
(7)給食	自園調理は必須としない。外部搬入の場合、調理室は不要（保存・加熱等のための最低限の設備は必要。）	
(8)保護者負担	各市区町村又は施設において、負担が過大とならないよう配慮しつつ設定。	

※0・1歳児については、児童福祉法第34条の14の規定に基づく都道府県の確認にあたっては、上記の内容及び下記ア～エの点について、留意するとともに、確認は原則年1回以上行うなど、定期的に行うことが望ましい。

ア. 非常災害に対する措置 イ. 給食 ウ. 健康管理・安全確保 エ. 利用者への情報提供

【留意事項】

・認可外保育施設としての届出は不要。学校法人では「付随事業」としての位置づけ（寄付行為の変更は不要）。

・本事業の対象児童について、施設型給付費等を重ねて支給することがないよう留意すること。

一時預かり事業（幼稚園型Ⅱ）の充実について（2021年度～）

新子育て安心プラン（令和2年12月21日）等を踏まえ、幼稚園が満3歳未満の保育の必要性認定を受けた子どもを更に受け入れられるよう、一時預かり事業（幼稚園型Ⅱ）の充実を図る。

1. 開設準備経費の新設

本事業に基づき幼児を受け入れる場合に開設準備経費（事業開始に当たって必要となる改修や備品購入等に係る経費）を措置する。

【措置額】 1施設当たり：400万円



2. 2歳児受入れの単価充実

①保育士資格等を有する所要の職員を雇用するための必要な経費を措置する観点から単価の充実を行うとともに、②週5日の2歳児の受入れを実施するような年間延べ利用人数1,500人以上の幼稚園については別途区分を設け、単価を更に充実。

配置職員 2歳児6：1
保育士資格保所有者1名以上を配置

【変更後の単価】

○年間延べ利用幼児数が1,500人未満の場合	
基本分単価	1,850円/日 → 2,250円/日
長時間加算	230円 → 280円 (1時間あたり)
○年間延べ利用幼児数が1,500人以上の場合	
基本分単価	1,850円/日 → 2,650円/日
長時間加算	230円 → 330円 (1時間あたり)

年間利用 幼児数	1,500人未満				1,500人以上			
	～8h	9h	10h	11h～	～8h	9h	10h	11h～
基本分	2,250円				2,650円			
長時間 加算	—	280円	560円	840円	—	330円	660円	990円
合計	2,250円	2,530円	2,810円	3,090円	2,650円	2,980円	3,310円	3,640円

3. 0歳児及び1歳児の受入れ単価創設

現行は2歳児の受入れのみを本事業の対象としているところ、保育の必要性のある0歳児及び1歳児を受け入れる場合にも本事業の対象とすることとし、年齢別に配置職員（※）の要件及び単価を設定。

（※）配置職員 0歳児3：1、1歳児及び2歳児6：1
従事者の1/2以上は保育士資格所有者

【新設の単価】

○0歳児	
基本分単価	4,500円/日
長時間加算	560円 (1時間あたり)
○1歳児	
基本分単価	2,250円/日
長時間加算	280円 (1時間あたり)

受入時間	～8h	9h	10h	11h～
基本分	【0歳児】4,500円 【1歳児】2,250円			
長時間 加算	—	【0歳児】560円 【1歳児】280円	【0歳児】1,120円 【1歳児】560円	【0歳児】1,680円 【1歳児】840円
合計	【0歳児】4,500円 【1歳児】2,250円	【0歳児】5,060円 【1歳児】2,530円	【0歳児】5,620円 【1歳児】2,810円	【0歳児】6,180円 【1歳児】3,090円

病児保育事業

令和3年度予算 1,673億円の内数 → 令和4年度予算 1,748億円の内数

1. 事業概要

子どもが病気の際に自宅での保育が困難な場合に、病院・保育所等において、病気の児童を一時的に保育することで、安心して子育てができる環境整備を図る。

< 事業類型 >

(1) 病児対応型・病後児対応型

地域の病児・病後児について、病院・保育所等に付設された専用スペース等において看護師等が一時的に保育する事業。

(2) 体調不良児対応型

保育中の体調不良児について、一時的に預かるほか、保育所入所児に対する保健的な対応や地域の子育て家庭や妊産婦等に対する相談支援を実施する事業。

(3) 非施設型（訪問型）

地域の病児・病後児について、看護師等が保護者の**自宅へ訪問**し、一時的に保育する事業。

< 実施主体等 >

実施主体：市町村（特別区を含む。）

補助率：国1/3（都道府県1/3、市町村1/3）

< 令和4年度補助単価（病児対応型1か所当たり年額） >

基本分単価：7,031,000円

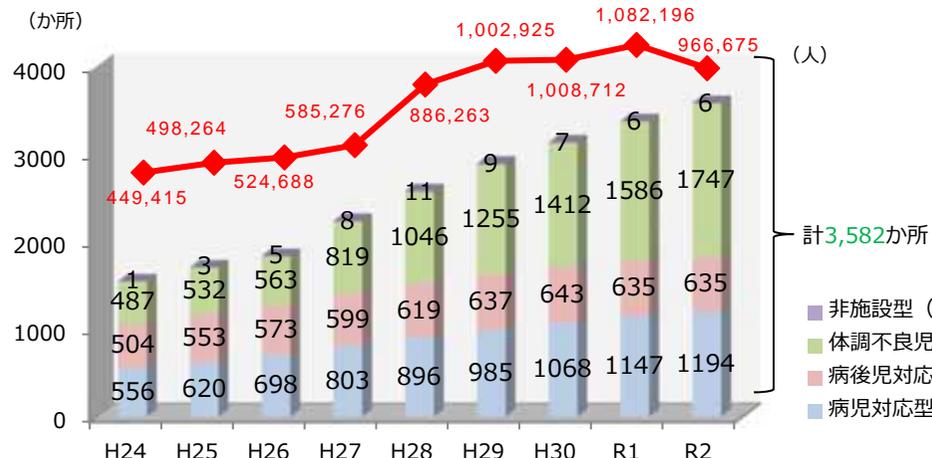
加算分単価：1,000,000円 ～ 38,000,000円（※）

送迎対応看護師雇上費：5,400,000円

送迎経費：3,634,000円

※ 年間延べ利用児童数50人～4,000人の加算分単価。延べ利用児童数が4,000人を超える場合は別途協議。

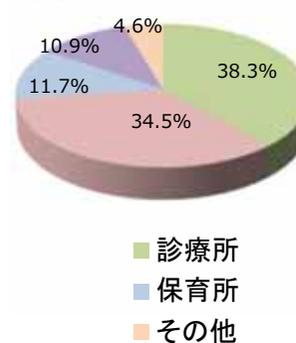
2. 実施か所数及び延べ利用児童数



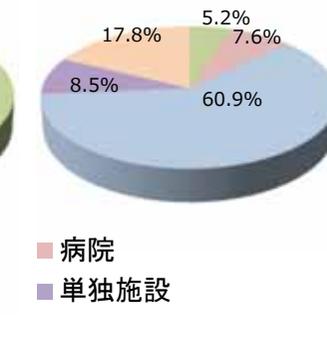
※平成27年度までの延べ利用児童数は、「病児対応型」及び「病後児対応型」の合計
 ※平成28年度からの延べ利用児童数は、「病児対応型」、「病後児対応型」、「体調不良児対応型」の合計
 ※令和2年度においては、「病児対応型」、「病後児対応型」は、新型コロナウイルス感染症の状況等を勘案して想定される各月の延べ利用児童数をもって当該月の延べ利用児童数とみなして差し支えないこととしている。（前年同月の延べ利用児童数を上限）

3. 実施場所

(1) 病児対応型



(2) 病後児対応型



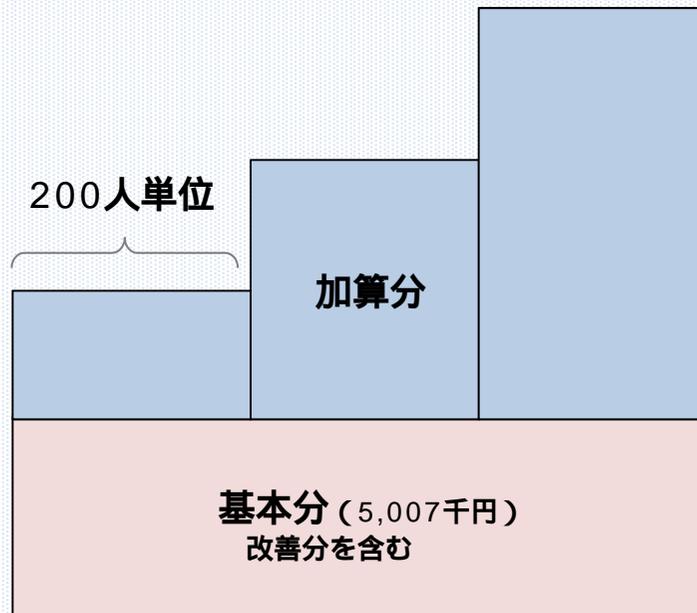
(3) 体調不良児対応型



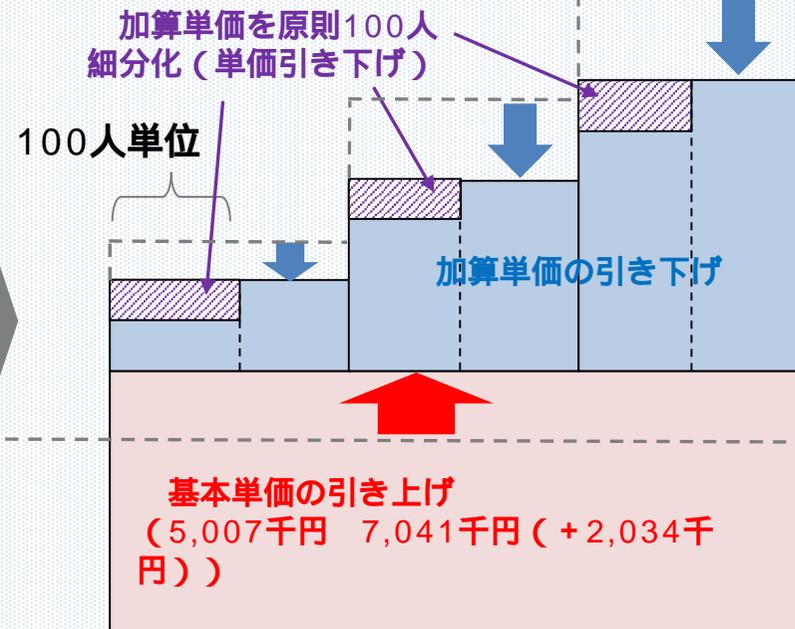
令和3年度予算における対応

- 病児保育事業の補助単価について、新型コロナウイルス感染症の影響等を踏まえつつ、**提供体制を安定的に確保する観点から、利用児童数の変動によらない基本単価の比率を引き上げるため、**
 基本単価において事業実施に最低限必要な事業費相当（看護師・保育士各1人分）を確保できるよう、
基本単価を引き上げ（病児対応型の場合：5,007千円を7,041千円に引き上げ(+2,034千円)
 一方、基本単価の引き上げに伴い、**加算単価を引き下げる**とともに、原則200人単位で設定されている**加算単価を原則100人単位に細分化**
 (病児対応型の場合：(例) 200~399人単価4,434千円 → 200~299人単価3,000千円、300~399人単価4,000千円)

(病児対応型の場合)
【現行】



【見直し後】



事業類型毎の比較

	病児対応型・病後児対応型	体調不良児対応型	非施設型（訪問型）	送迎対応
事業内容	地域の病児・病後児について、病院・保育所等に付設された専用スペース等において看護師等が一時的に保育する事業	保育中の体調不良児を一時的に預かるほか、保育所入所児に対する保健的な対応や地域の子育て家庭や妊産婦等に対する相談支援を実施する事業	地域の病児・病後児について、看護師等が保護者の自宅へ訪問し、一時的に保育する事業 ※平成23年度から実施	病児・病後児対応型及び体調不良児対応型について、保育中に体調不良となった児童を送迎し、病院等の専用スペースで一時的に保育をする事業
対象児童	当面症状の急変は認められないが、病気の回復期に至っていないことから（病後児の場合は、病気の回復期）、集団保育が困難であり、かつ保護者の勤務等の都合により家庭で保育を行うことが困難な児童であって、市町村が必要と認めた乳幼児又は小学校に就学している児童	事業実施保育所に通所しており、保育中に微熱を出すなど体調不良となった児童であって、保護者が迎えに来るまでの間、緊急的な対応を必要とする児童	病児及び病後児	保育中に体調不良となった児童であって、保護者が迎えに来るまでの間、緊急的な対応を必要とする児童
実施要件	<ul style="list-style-type: none"> ■ 看護師等：利用児童おおむね10人につき1人以上配置 ■ 保育士：利用児童おおむね3人につき1人以上配置 ■ 病院・診療所、保育所等に付設された専用スペース又は本事業のための専用施設 等 	<ul style="list-style-type: none"> ■ 看護師等を常時1人以上配置（預かる体調不良児の人数は、看護師等1人に対して2人程度） ■ 保育所の医務室、余裕スペース等で、衛生面に配慮されており、対象児童の安静が確保されている場 等 	<ul style="list-style-type: none"> ■ 預かる病児の人数は、一定の研修を修了した看護師等、保育士、家庭的保育者のいずれか1人に対して、1人程度とすること等 	<ul style="list-style-type: none"> ■ 保育所等から体調不良児の送迎を行う際は、送迎用に自動車に看護師又は保育士が同乗し、安全面に配慮が必要 ■ 送迎はタクシーによる送迎を原則とする
実績	（令和2年度実績） 病児：1,194か所 病後児：635か所	（令和2年度実績） 1,747か所	（令和2年度実績） 6か所	-

子ども・子育て支援新制度施行に伴う改善（平成27年度～）

- 1 病児対応型、病後児対応型について、利用の少ない日において地域の保育所等への情報提供や巡回など地域全体の保育の質の向上につながる機能を評価し、基本分補助単価の改善を行う。
- 2 体調不良児対応型について、看護師等2人以上配置としている実施要件を、看護師等1人以上の配置で実施できるよう改善を行う。

送迎対応の創設（平成28年度～）

子育て援助活動支援事業（ファミリー・サポート・センター事業）の概要

子育て援助活動支援事業（ファミリー・サポート・センター事業）は、乳幼児や小学生等の児童を有する子育て中の労働者や主婦等を会員として、児童の預かりの援助を受けたい者と当該援助を行いたい者との相互援助活動に関する連絡、調整等を行う事業。

主な実施要件

- ・会員数は20人以上
- ・相互援助活動中の子どもの事故に備え、補償保険への加入
- ・子どもの預かり場所の定期的な安全点検の実施
- ・事故発生時の円滑な解決に向けた会員間の連絡等の実施
- ・提供会員に対して、緊急救命講習及び事故防止に関する講習と、少なくとも5年に1回のフォローアップ講習の実施

相互援助活動の例

- ・保育施設等までの送迎
- ・保育施設の開始前、終了後又は学校の放課後、冠婚葬祭、買い物等の外出の際の子どもの預かり

実施主体 市町村（特別区を含む）

実施市町村 令和3年度 971市町村
令和2年度 956市町村

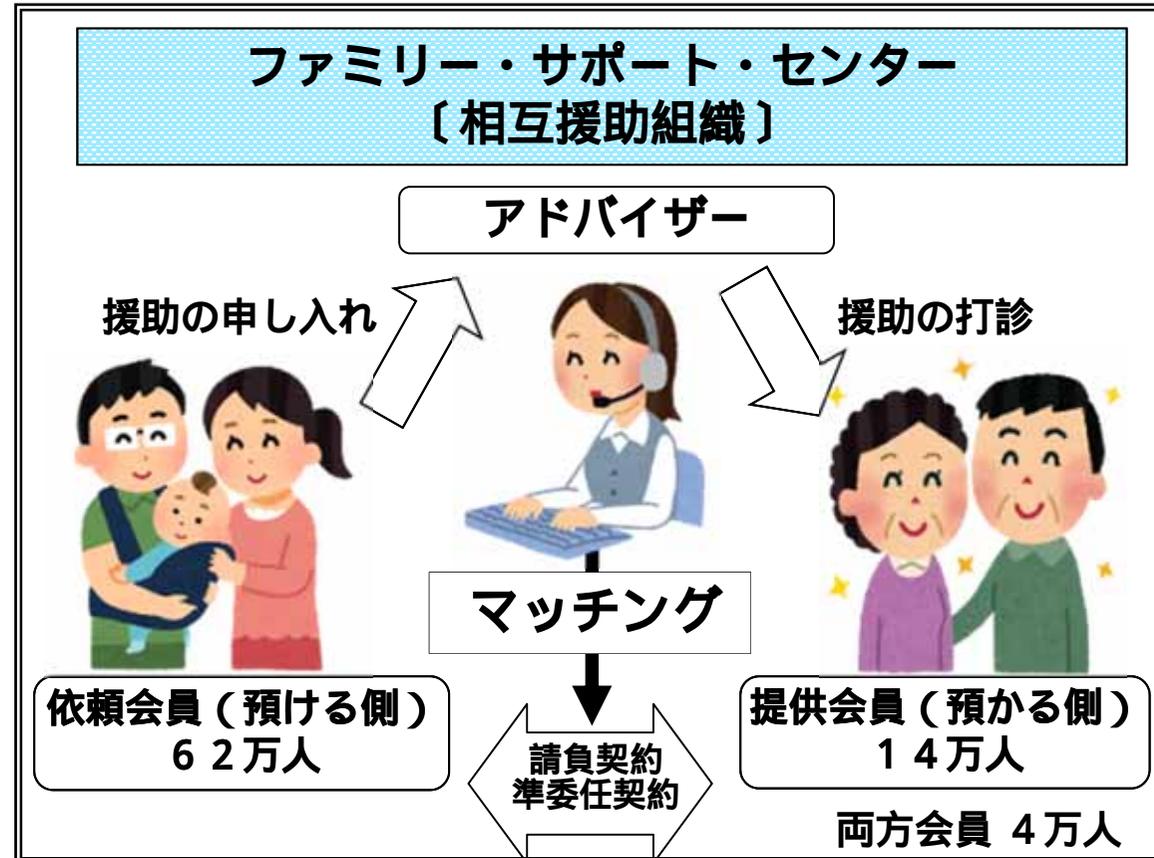
負担割合 国：1/3、都道府県：1/3、市町村：1/3

○主な補助単価（令和4年度予算額）

- 【基本事業】会員数100～299人 2,000千円（会員数に応じて段階的に設定）、土日実施加算：1,800千円
- 【病児・緊急対応強化事業】預かり等の利用件数 ～59件 1,800千円（利用件数に応じて段階的に設定）
- 【預かり手増加のための取組加算】提供会員数が19人以下で2人以上増加の場合 500千円（提供会員の増加数に応じて段階的に設定）
- 【ひとり親家庭等の利用支援】 500千円
- 【地域子育て支援拠点等との連携】 1,500千円
- 【開設準備経費】改修費等 4,000千円 礼金及び賃借料（開設前月分） 600千円

【令和4年度拡充事項】

- ・基本事業及び病児・緊急対応強化事業の拡充
会員数及び利用件数の多い自治体が円滑に事業を実施できるよう、基準額に新たな区分を設定



妊婦健康診査について



根拠

○ 母子保健法第13条(抄)

市町村は、必要に応じ、妊産婦又は乳児若しくは幼児に対して、健康診査を行い、又は健康診査を受けることを勧奨しなければならない。

妊婦が受診することが望ましい健診回数

「妊婦に対する健康診査についての望ましい基準」(平成27年3月31日厚生労働省告示第226号)

- ① 妊娠初期より妊娠23週(第6月末)まで : 4週間に1回
 - ② 妊娠24週(第7月)より妊娠35週(第9月末)まで : 2週間に1回
 - ③ 妊娠36週(第10月)以降分娩まで : 1週間に1回
- (これに沿って受診した場合、受診回数は14回程度である。)

公費負担の現状(平成30年4月現在)

- 公費負担回数は、全ての市区町村で14回以上実施
- 里帰り先での妊婦健診の公費負担は、全ての市区町村で実施
- 助産所における公費負担は、1,736の市区町村で実施(1,741市区町村中)

公費負担の状況

- 平成19年度まで、地方交付税措置により5回を基準として公費負担を行っていたが、妊婦の健康管理の充実と経済的負担の軽減を図るため、必要な回数(14回程度)の妊婦健診を受けられるよう、平成20年度第2次補正予算において妊婦健康診査支援基金を創設して公費負担を拡充。
- 平成22年度補正予算、平成23年度第4次補正予算により、積み増し・延長を行い公費負担を継続。
(実施期限:平成24年度末まで)
- 平成25年度以降は、地方財源を確保し、残りの9回分についても地方財政措置により公費負担を行うこととした。

(参考)

「子育て支援員」研修について

趣旨

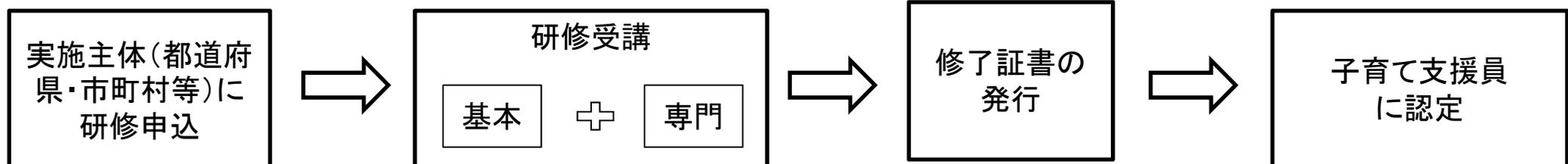
- 子ども・子育て支援新制度において実施される小規模保育、家庭的保育、ファミリー・サポート・センター、一時預かり、放課後児童クラブ、地域子育て支援拠点等の事業や家庭的な養育環境が必要とされる社会的養護については、子どもが健やかに成長できる環境や体制が確保されるよう、地域の実情やニーズに応じて、これらの支援の担い手となる人材を確保することが必要。
- このため、地域において保育や子育て支援等の仕事に関心を持ち、保育や子育て支援分野の各事業等に従事することを希望する者に対し、多様な保育や子育て支援分野に関しての必要な知識や技能等を修得するための全国共通の研修制度を創設し、これらの支援の担い手となる「子育て支援員」の養成を図る。

「子育て支援員」とは

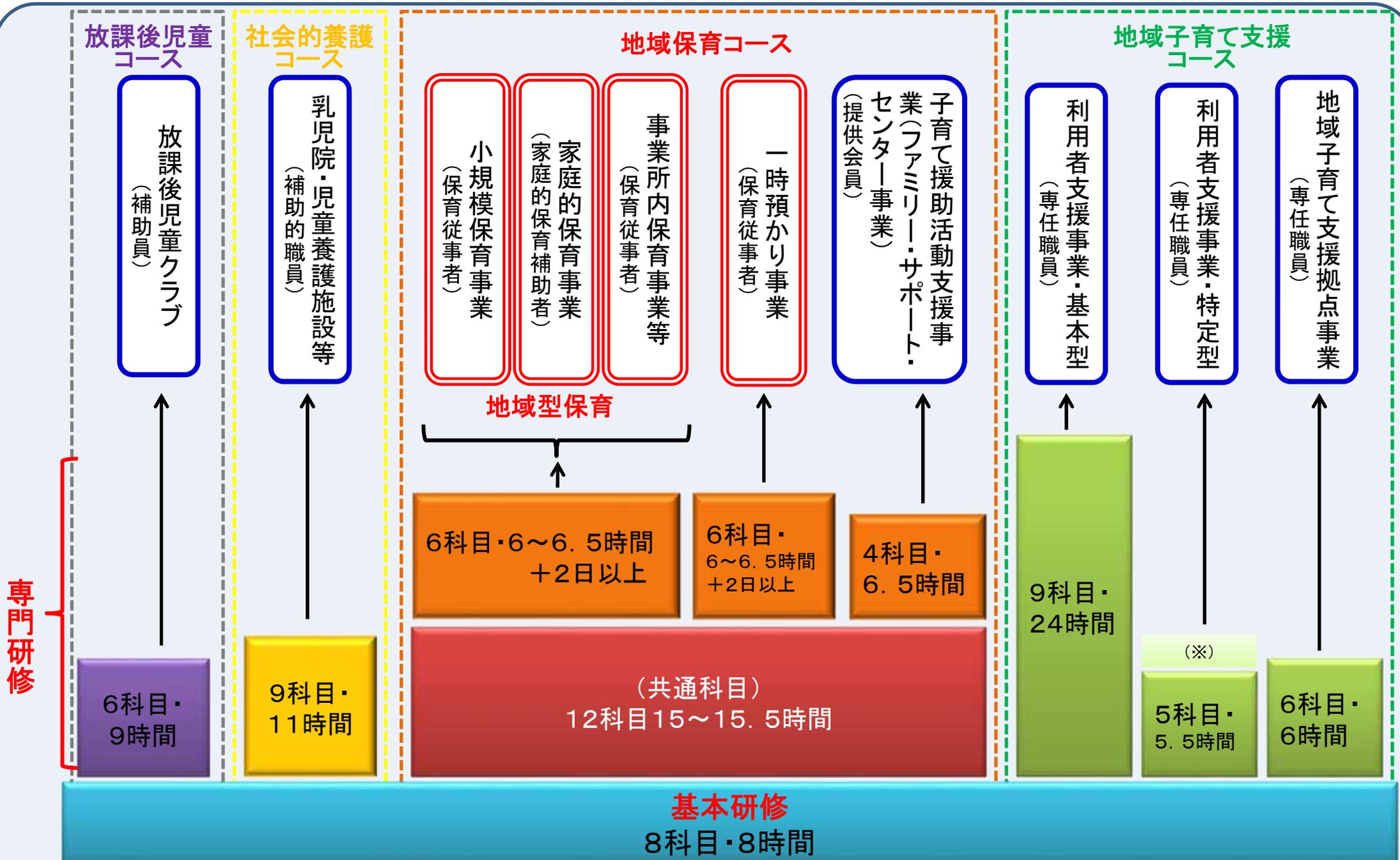
- 国で定めた「基本研修」及び「専門研修」を修了し、「子育て支援員研修修了証書」(以下「修了証書」という。)の交付を受けたことにより、保育や子育て支援分野の各事業等に従事する上で必要な知識や技術等を修得したと認められる者
- 研修内容は各事業等に共通する「基本研修」と特性に応じた専門的内容を学ぶ「専門研修」により構成され、質の確保を図る。
- 研修修了者を「子育て支援員」として研修の実施主体が認定。全国で通用。

小規模保育等の保育分野や放課後児童クラブ、社会的養護、地域子育て支援 など子ども・子育て分野に従事

研修受講から認定までの流れ



子育て支援員研修の体系

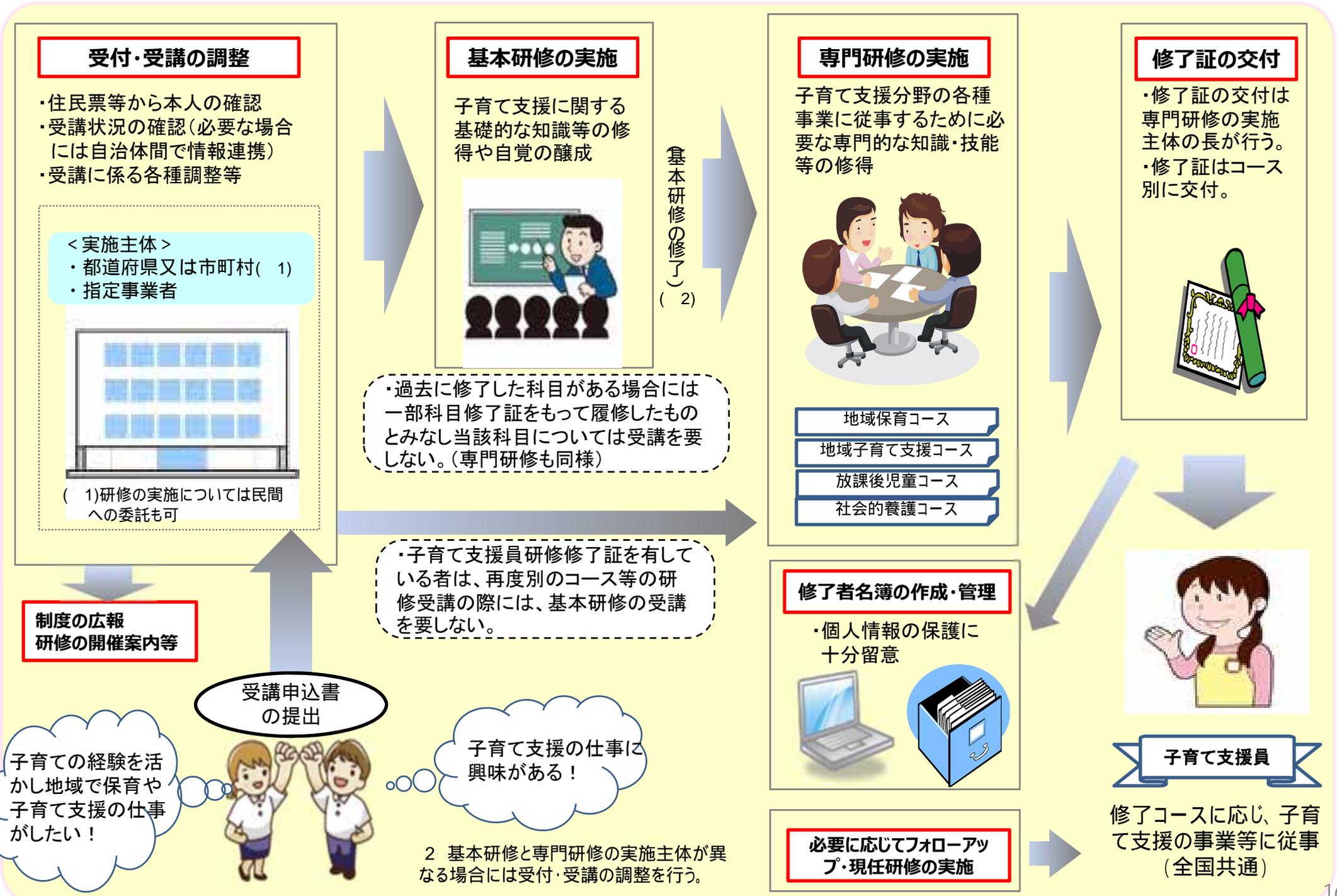


「利用者支援事業・特定型」については、自治体によって、実施内容に違いが大きい可能性があるため、地域の実情に応じて科目を追加することを想定。

注) 主な事業従事先を記載したものであり、従事できる事業はこれらに限られない(障害児支援の指導員等)。

注) 二重線枠は、研修が従事要件となる事業。実線枠は、研修の受講が推奨される事業。

子育て支援員の認定の仕組み（実施主体の事務の主な流れ）



地域共生社会の実現のための社会福祉法等の一部を改正する法律(令和2年法律第52号)の概要

改正の趣旨

地域共生社会の実現を図るため、地域住民の複雑化・複合化した支援ニーズに対応する包括的な福祉サービス提供体制を整備する観点から、市町村の包括的な支援体制の構築の支援、地域の特性に応じた認知症施策や介護サービス提供体制の整備等の推進、医療・介護のデータ基盤の整備の推進、介護人材確保及び業務効率化の取組の強化、社会福祉連携推進法人制度の創設等の所要の措置を講ずる。

改正の概要

※地域共生社会:子供・高齢者・障害者など全ての人々が地域、暮らし、生きがいを共に創り、高め合うことができる社会(ニッポン一億総活躍プラン(平成28年6月2日閣議決定))

1. 地域住民の複雑化・複合化した支援ニーズに対応する市町村の包括的な支援体制の構築の支援 【社会福祉法、介護保険法】

市町村において、既存の相談支援等の取組を活かしつつ、地域住民の抱える課題の解決のための包括的な支援体制の整備を行う、新たな事業及びその財政支援等の規定を創設するとともに、関係法律の規定の整備を行う。

2. 地域の特性に応じた認知症施策や介護サービス提供体制の整備等の推進 【介護保険法、老人福祉法】

- ① 認知症施策の地域社会における総合的な推進に向けた国及び地方公共団体の努力義務を規定する。
- ② 市町村の地域支援事業における関連データの活用努力義務を規定する。
- ③ 介護保険事業(支援)計画の作成にあたり、当該市町村の人口構造の変化の見通しの勘案、高齢者向け住まい(有料老人ホーム・サービス付き高齢者向け住宅)の設置状況の記載事項への追加、有料老人ホームの設置状況に係る都道府県・市町村間の情報連携の強化を行う。

3. 医療・介護のデータ基盤の整備の推進 【介護保険法、地域における医療及び介護の総合的な確保の促進に関する法律】

- ① 介護保険レセプト等情報・要介護認定情報に加え、厚生労働大臣は、高齢者の状態や提供される介護サービスの内容の情報、地域支援事業の情報の提供を求められることができると規定する。
- ② 医療保険レセプト情報等のデータベース(NDB)や介護保険レセプト情報等のデータベース(介護DB)等の医療・介護情報の連結精度向上のため、社会保険診療報酬支払基金等が被保険者番号の履歴を活用し、正確な連結に必要な情報を安全性を担保しつつ提供することができることとする。
- ③ 社会保険診療報酬支払基金の医療機関等情報化補助業務に、当分の間、医療機関等が行うオンライン資格確認の実施に必要な物品の調達・提供の業務を追加する。

4. 介護人材確保及び業務効率化の取組の強化 【介護保険法、老人福祉法、社会福祉士及び介護福祉士法等の一部を改正する法律】

- ① 介護保険事業(支援)計画の記載事項として、介護人材確保及び業務効率化の取組を追加する。
- ② 有料老人ホームの設置等に係る届出事項の簡素化を図るための見直しを行う。
- ③ 介護福祉士養成施設卒業者への国家試験義務付けに係る現行5年間の経過措置を、さらに5年間延長する。

5. 社会福祉連携推進法人制度の創設 【社会福祉法】

社会福祉事業に取り組む社会福祉法人やNPO法人等を社員として、相互の業務連携を推進する社会福祉連携推進法人制度を創設する。

施行期日

令和3年4月1日(ただし、3②及び5は公布の日から2年を超えない範囲の政令で定める日(3②:令和3年10月1日、5:令和4年4月1日)、3③及び4③は公布日)

地域共生社会の実現に向けた重層的支援体制整備事業の創設

- 地域住民が抱える課題が複雑化・複合化(※)する中、従来の支援体制では課題がある。 ()一つの世帯に複数の課題が存在している状態(8050世帯や、介護と育児のダブルケアなど)、世帯全体が孤立している状態(ごみ屋敷など)
- ▼属性別の支援体制では、複合課題や狭間のニーズへの対応が困難。
- ▼属性を超えた相談窓口の設置等の動きがあるが、各制度の国庫補助金等の目的外流用を避けるための経費按分に係る事務負担が大きい。
- このため、属性を問わない包括的な支援体制の構築を、市町村が、創意工夫をもって円滑に実施できる仕組みとすることが必要。

社会福祉法に基づく新たな事業(「重層的支援体制整備事業」)の創設

- 市町村において、既存の相談支援等の取組を活かしつつ、地域住民の複雑化・複合化した支援ニーズに対応する包括的な支援体制を構築するため、**I 相談支援、II 参加支援、III 地域づくりに向けた支援を一体的に実施する事業を創設する。**
- 新たな事業は実施を希望する市町村の手あげに基づく**任意事業**。ただし、事業実施の際には、I～IIIの支援は必須
- 新たな事業を実施する市町村に対して、相談・地域づくり関連事業に係る補助等について一体的に執行できるよう、**交付金を交付する。**

(参考)モデル事業実施自治体数 H28年度:26 H29年度:85 H30年度:151
R元年度:208 R2年度:279

新たな事業の全体像

相談支援

包括的な 相談支援の体制

- ・属性や世代を問わない相談の受け止め
- ・多機関の協働をコーディネート
- ・アウトリーチも実施

- ～を通じ、
- ・継続的な伴走支援
 - ・多機関協働による支援を実施

参加支援

- ・既存の取組で対応できる場合は、既存の取組を活用
- ・既存の取組では対応できない狭間のニーズにも対応(既存の地域資源の活用方法の拡充)

(狭間のニーズへの 就労支援 見守り等居住支援 対応の具体例)

生活困窮者の就労体験に、経済的な困窮状態にないひきこもり状態の者を受け入れる 等

地域づくりに向けた支援

住民同士の顔の見える関係性の育成支援

- ・世代や属性を超えて交流できる場や居場所の確保
- ・多分野のプラットフォーム形成など、交流・参加・学びの機会のコーディネート

新たな参加の場が生まれ、地域の活動が活性化

相談支援・地域づくり事業の一体的実施

- 各支援機関・拠点が、属性を超えた支援を円滑に行うことを可能とするため、国の財政支援に関し、**高齢、障害、子ども、生活困窮の各制度の関連事業について、一体的な執行を行う。**

現行の仕組み

高齢分野の
相談・地域づくり

障害分野の
相談・地域づくり

子ども分野の
相談・地域づくり

生活困窮分野の
相談・地域づくり

重層的支援体制

属性・世代を
問わない
相談・地域づく
りの実施体制

※ I～IIIの3つの支援を一体的に取り組むことで、相互作用が生じ支援の効果が高まる。

(ア)狭間のニーズにも対応し、相談者が適切な支援につながりやすくなることで、相談支援が効果的に機能する

(イ)地域づくりが進み、地域で人と人とのつながりができることで、課題を抱える住民に対する気づきが生まれ、相談支援へ早期につながる

(ウ)災害時の円滑な対応にもつながる